

食料安全保障の確立と持続可能な 農業・農村政策の推進に関する特別決議

令和4年11月17日

全国町村長大会

食料安全保障の確立と持続可能な 農業・農村政策の推進に関する特別決議

我が国の食料の生産や供給をめぐる状況はめまぐるしく変化している。新型コロナウイルスの長期化や国際情勢の急速な悪化、世界規模での異常気象や自然災害の頻発は、肥料や飼料、農産物等の輸入依存による新たなリスクを顕在化させ、食料安全保障に対する懸念が急速に高まっている。

政府は食料安全保障の確立のため、「食料・農業・農村基本法」の検証作業を本格化させ、必要な施策等を検討するとしている。

このような中、農業・農村では、担い手の減少、集落機能の低下、耕作放棄地の増加にともなう農業生産力の低下など厳しい状況にある一方で、コロナ禍において、田園回帰の志向が高まりをみせるなど、新たな人の流れも見られる。

農業・農村は、国民が生きていくために不可欠な食料の生産の場としての重要な役割を果たしているとともに、エネルギーの供給、水源のかん養、自然環境の保全、良質な景観の形成など、都市を含め国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

我々町村は、「農業の発展」と「農村の振興」を追求することが、食料安全保障の強化や持続可能な地域の確立、強靱な国土の維持・形成につながるものと考えている。

このため、全国926町村長の総意として、下記事項の実現を強く求めるものである

- 一 食料安全保障の強化・確立を図るため、国際情勢の変化等に長期的に対応しうる国内生産力の強化や生産者の所得向上、担い手の確保等に向け、中山間地域農業を含めた抜本的な対策を講じること。

- 一 農業・農村の持続的な発展を図るため、産業政策に偏重することなく、田園回帰の流れも汲み取った、農村政策のさらなる強化を図ること。

- 一 食料自給率の向上と持続可能な農業・農村の実現を図るため、安心・安全な国内農産物の安定供給に対する支援とともに、食料消費のみならず、農業・農村全体に対する国民の理解醸成一層取り組むこと。

以上決議する。

令和4年11月17日

全国町村長大会